

令和 7年度（6年度決算分）高松市事務事業評価表【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標		誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策		支え合う福祉社会の形成		課(室)名	国保・高齢者医療課
	施策		生活におけるセーフティネットの確保		電話番号	087-839-2371
	取組方針		公的保険制度の適正な運営		事業期間	令和 6年度～令和13年度
	事務事業		国民健康保険保健事業			

【事業全体概要】

事業概要	第3期高松市データヘルス計画（第4期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）に基づき保健事業を実施する。 ①生活習慣病の早期発見、重症化予防及び健康保持・増進を図ることを目的として、特定健康診査、特定保健指導、糖尿病重症化予防等の事業を実施する。 ②医療費通知、後発医薬品使用促進、重複・頻回受診対策等を実施し、医療の効率的な提供の推進を図る。				
7年度概要	保険者努力支援制度関連事業である特定健康診査受診率向上事業、後発医薬品使用促進事業、糖尿病性腎症重症化予防事業をはじめ、重複・頻回受診者対策事業及び人間ドック助成事業など、保健事業に積極的に取り組み、生活習慣病の早期発見、重症化予防及び、保険給付費の適正化を図る。				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

【事業の目的】

対象（何を）	国民健康保険の被保険者
意図（どのような状態にしたいか）	保健事業にこれまで以上に積極的に取り組み、被保険者の健康保持・増進を図ることで、保険給付費の抑制に寄与する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	中期目標 R 8
① 特定健診対象者への受診票送付率	%	0	0	100	100	100
② 特定保健指導対象者に対する参加勧奨通知の送付率	%	0	0	100	100	100

【事業の成果】

成果指標①	成果指標名 (どのような成果が得られたか)	単位	種別	R4	R5	R6	R7	中期目標 R8
	特定健診受診者のうち、メタボ該当者及び予備群の割合	%	目標値	0	0	32.5	32	31.5
			実績値	0	0	33.4		
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）							
	特定健康診査等の受診率の向上、重症化予防対策事業等、保健事業に積極的に取り組み、保険給付費の上昇抑制を図った結果、目標を達成することができた。	(目標達成度) 97.2%						
(得点) 34点								
成果指標②	成果指標名 (どのような成果が得られたか)	単位	種別	R4	R5	R6	R7	中期目標 R8
			目標値					
			実績値					
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）							
		(目標達成度)						
(得点)								

	単位	R 4（決算）	R 5（決算）	R 6（決算）	R 7（予算）
トータルコスト	[千円]	434,956	425,468	389,630	411,875
（事業費）	[千円]	402,475	384,295	389,630	411,875
（職員人件費）	[千円]	32,481	41,173	0	0

項目	事業内容	積算根拠等 (予算の増減理由)	事業費		
令和 6 年度	保険者努力支援制度関連事業である特定健康診査受診率向上事業、後発医薬品使用促進事業、糖尿病性腎症重症化予防事業をはじめ、重複・頻回受診者対策事業及び人間ドック助成事業など、保健事業に積極的に取組み、生活習慣病の早期発見、重症化予防及び、保険給付費の適正化を図る。	健康推進費 93,114千円、国民健康保険運営安定化事業費 2,252千円、特定健診事業費 251,641千円、特定保健指導事業費 42,623千円	総額	389,630	
			特定財源	国	0
				県	388,993
				市債	0
				他	637
			一般財源	0	
令和 7 年度	保険者努力支援制度関連事業である特定健康診査受診率向上事業、後発医薬品使用促進事業、糖尿病性腎症重症化予防事業をはじめ、重複・頻回受診者対策事業及び人間ドック助成事業など、保健事業に積極的に取組み、生活習慣病の早期発見、重症化予防及び、保険給付費の適正化を図る。	健康推進費 110,410千円、国民健康保険運営安定化事業費 123千円、特定健診事業費 256,645千円、特定保健指導事業費 44,697千円	総額	411,875	
			特定財源	国	0
				県	170,639
				市債	0
				他	135,540
			一般財源	105,696	

区分	評価項目	評価基準	
妥当性	事業の実施が総合計画・市長マニフェスト等の目標達成や、事業の根拠等に結び付くか。	5	結びつく
	事業の実施に対する市民のニーズの傾向はどうか。	3	横ばいである
有効性	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	3	貢献度が中程度、義務的事业
	住民福祉の向上に貢献しているか。	3	貢献度が中程度、義務的事业
効率性	事業実施手法としては最適か。	3	現状が望ましい
	類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性はあるか。	3	概ね効率的にできている

評価ランク	A (80%～100%)	A	総合点 (率)	88 / 100 (88 %)	今後の方向性	継続
	B (60%～ 79%)					
	C (0 %～ 59%)					

生活習慣病予防のため、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。

生活習慣病予防のため、特定保健指導対象者への未受診者勧奨通知を行うほか、若いうちからの健診受診や健康への意識づけが重要であるため、引き続き、若年層対策健康診査を実施するとともに、特定健康診査受診率向上のため、SMSを利用した受診勧奨など、さらなる保健事業の推進を図り、被保険者の健康保持・増進、保険給付費の抑制に努める。